

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係政令の改正案について(概要)

1. 背景

第211回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号。以下「分権一括法」という。)が成立し、建築基準法(昭和25年法律第201号)において、建築行政等の実務経験について、建築基準適合判定資格者検定の受検要件から除き、建築基準適合判定資格者に係る国土交通大臣の登録を受ける際の要件に追加されたことに加え、建築基準適合判定資格者検定を一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定に分けて実施することとなった。

以上を踏まえ、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)をはじめとした関係する政令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

i. 令の改正

(1) 建築基準適合判定資格者検定における受検要件の見直し及び二級建築基準適合判定資格者検定制度の創設について(令第3条から第5条まで、令第8条の3及び令第136条の2の19関係)

- ・建築基準適合判定資格者検定は、確認審査をするために必要な知識について行うこととし、また、当該検定は、考査によってのみ行うこととする(令第3条及び令第4条関係)。
- ・一級建築基準適合判定資格者検定、二級建築基準適合判定資格者検定ともに、毎年一回以上実施することとし、受検手数料を27,000円とする。また、建築基準適合判定資格者に係る登録手数料等については、15,000円とする(令第5条、令第8条の3及び令第136条の2の19関係)。

(2) 建築基準法第97条の2第2項及び同法第97条の3第2項の規定により市町村又は特別区に置く建築副主事の権限について(令第148条及び令第149条関係)

- ・建築基準法第97条の2第2項の規定により市町村に置く建築副主事の権限に属する建築物について、同法第97条の2第1項の規定により市町村に置く建築主事の権限に属する建築物と同じとする(令第148条関係)。
- ・建築基準法第97条の3第2項の規定により特別区に置く建築副主事の権限に属する建築物について、同法第97条の3第1項の規定により特別区に置く建築主事の権限に属する建築物のうち、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物とする(令第149条関係)。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

ii. その他の政令において、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布: 令和5年秋頃

施行: 令和6年4月1日